

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：パキスタン 担当：南アジア部
案件名：タール石炭火力発電所建設事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年9月中旬～2014年11月下旬

2 参加要件

海外における火力発電所に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月24日から2013年7月26日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月24日から2013年7月29日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年8月9日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：8月下旬

(5) 契約交渉：8月下旬～9月上旬

5 業務の目的

パキスタンでは電力供給が需要に追いつかず、電力需給ギャップは2011年の夏場ピーク時で最大約6,000MWとなっている。このため、1日平均10時間程度の計画停電を余儀なくされ、社会・経済活動に多大な影響を及ぼしている。電源構成は、石油火力が約35%を占め、水力約34%、ガス火力28%となっている一方、石炭火力は0.1%に留まっている。石油は輸入に頼っていることから、国際価格に影響されるため不安定な供給となっており、また、ガスについては国内産出量が低迷し、供給が不足している。こうした状況のもと、電源の多様化及び電力の安定供給を図るため、現時点でより安価な国内資源を使用した電源開発が急務となっており、パキスタン政府は推定1,750億トンの埋蔵量を誇るタール炭田の開発及び同炭田から生産される石炭を活用した発電所の建設にかかる検討を進めている。

JICAは、本炭田の開発状況を把握し、石炭火力発電の実現可能性の確認とともに、今後の協力可能性案件の抽出を行うため、2012年8月～2013年3月にかけて「タール炭田開発支援に向けた情報収集・確認調査」を実施した。その結果、支援対象候補として本炭田山元における火力発電所建設が提案された。一方で、本炭田の開発はまだ開始されおらず、火力発電所の建設地については、タール炭と輸入炭の混焼、及び輸入炭のみの使用も念頭におき、インダス川沿い、カラチ湾沿いも候補地として検討している。

本業務は、上記の背景に基づき、当該事業を我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集を目的とするものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

シンド州 タールパーカー県、ジャムショロ県、カラチ県

(2) 相手国関係機関

発電会社、国営送配電会社等

(3) 業務内容

1) 事業背景の調査・確認

2) 発電所建設候補地の提案と概況調査

3) タール-マティアリ間送電線F/Sのレビュー及び修正

4) 発電所建設候補地の地形・地質概況の確認

5) 計画概要の策定

6) 概略設計の実施

7) 施工方法の検討

8) 事業実施スケジュールの検討

9) 事業実施及び運営・維持管理体制の検討

10) 本事業の評価

11) 環境社会配慮

12) 事業費の算出

13) PC-1（「パ」国内の事業承認のために必要なペーパー）の作成支援

14) 石炭火力発電所の建設及び運営・維持管理に係る技術移転

7 成果品等

- (1) インセプションレポート(2013年9月中旬)
- (2) プロGRESSレポート(2014年1月中旬)
- (3) インテリムレポート(2014年6月中旬)
- (4) ドラフトファイナルレポート(2014年9月上旬)
- (5) ファイナルレポート(2014年10月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/石炭火力発電計画(評価対象予定者)
- 2) 石炭火力建設計画(評価対象予定者)
- 3) 機械設備(評価対象予定者)
- 4) 電気・制御設備
- 5) 燃料計画
- 6) 送変電設備
- 7) 道路計画
- 8) 給排水計画
- 9) 施工計画/積算
- 10) 電力土木
- 11) 系統解析
- 12) 石炭火力発電所運営維持管理
- 13) 経済財務分析
- 14) 環境配慮
- 15) 社会配慮

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。